

京都市市民参加推進フォーラム

第2回 第2期京都市市民参加推進計画改訂部会 次第

日時：平成26年11月28日（金） 午前9時30分～午前11時30分 場所：寺町第4会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第2期京都市市民参加推進計画 施策の進捗について

- (2) 第2期京都市市民参加推進計画改訂の方向性について

3 閉 会

【配布資料】

- 資料1 第2期京都市市民参加推進計画の施策一覧
- 資料2 第2期京都市市民参加推進計画改訂の方向性について
- 資料3 平成26年度市民参加円卓会議について（案）

- 参考資料1 地域コミュニティ活性化に関わる取組の進捗状況について
- 参考資料2 京都市基本計画点検委員会における市民参加推進に関する意見

第 2 期京都市市民参加推進計画の施策一覧

1 市民の市政への参加の推進

(1) 政策・施策の形成過程の見える化（可視化）

これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、政策・施策の形成過程における参加の手法を市民に分かりやすく伝えけるとともに、それぞれの段階において市民の声が市政にどのように伝わり、いかされていくのかを可視化することに取り組みます。

施策 1 施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表

あらかじめ施策・事業ごとに市民が参加できる手法やそのスケジュールをできるだけ示し、市民それぞれの関心の高い施策・事業への参加の手段や時期が分かりやすく伝わるよう取り組みます。また、市民の声を市政に反映する制度がどのようなものがあって、行政にどのように伝わり、政策・施策として実現するか仕組みを分かりやすく市民に周知を図り、制度がより活用されるよう取り組みます。

(2) 市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進

市民が必要とする情報を届け、また、市民がその情報にたどり着けるよう、情報提供の更なる工夫に努めます。

また、費用対効果等を考慮しながら、インターネットを活用した積極的な情報提供に取り組みます。

施策 2 市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進

アンケートへの協力や事業への参加などを通じて市政に関心を持った市民に対し、その後もその関心をつないでいくための情報提供を行います。

施策 3 参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進

市政への参加の制度を知らないために参加していない市民や市政への参加の時間や機会を作りにくい市民に対して、様々な参加の手段があることの広報を積極的に行うとともに、市民にこれらの情報が伝わるよう、インターネットも活用した情報発信に努めます。

(3) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付ける仕組みの拡充

市民のニーズを政策・施策・事業等に反映させていくためには、日常的に市民の声を聴く取組を進め、その結果や反映状況等を市民に公表していくことが重要です。

このため、市民のニーズを的確に把握するため、広聴の取組を充実させるとともに、市

民の参加意欲が高く、参加の満足度の高い「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす新たな取組を検討・実施します。

施策4 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実

市民ニーズを的確かつ効率的に聴取するため、アンケートやモニター調査などの既存の取組を充実させます。

施策5 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進

より効率的に市民ニーズの反映された政策・施策を実現するため、市民からの意見等を庁内で共有するとともに、市民ニーズを把握するために実施した様々な取組の実施結果やその反映状況を市民に公表します。

施策6 「課題の抽出」段階からの市民参加の取組の推進

市民の参加意欲が高く、参加の満足度の高い「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす新たな取組を行います。

(4) より参加しやすい審議会等の運営の促進

本市の設置している審議会等は、政策の形成段階で重要な役割を果たしています。このため、その過程を広く公開し、審議に市民の意見を反映させていくことが重要であり、本市では、市民参加推進条例において審議会等の公開や市民公募委員をはじめとする委員の幅広い人材の登用の促進を定め、全庁を挙げて取り組んできました。

今後とも、これらの取組の推進を図るとともに、市民参加がいきる審議会等の運営に努めます。

施策7 審議会等の公開の推進と運営の改善

本市の設置する審議会等のうち、京都市情報公開条例に規定する非公開情報を扱う審議会等を除く全ての審議会等において、会議の公開、会議の開催情報の公開、会議録の公開に向けた取組を進めます

また、「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」を活用して、市民の知恵と力を更にいかした審議会等の運営に努めます。

施策8 審議会等の委員の公募の推進

本市が設置する審議会等のうち、設置根拠法令で委員に特別な資格が必要な審議会等を除く全ての審議会等において、市民公募委員の参画を更に進めるとともに、既に市民公募委員が在籍している審議会等については、その増員を図ります。

また、市民公募委員がより積極的に審議に参画できるよう、市民公募委員をサポートす

る体制を整えるとともに、市民公募委員同士で自己研鑽し、知識や思いを醸成できる機会や場の提供を進めます。

施策 9 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進

女性や外国籍市民、学生をはじめとする若い世代など、より幅広い市民層からの審議会等委員への参画を促す取組を更に進めます。

(5) 市政運営の各過程での参加の仕組みの充実

政策の形成・実施・評価などのあらゆる段階において、市民の意見を聴き、その知恵や力をいかしていくことは、市民が主役の市政を進めていくうえで必要不可欠なことです。

個々の施策や事業などで目的や状況に応じた最適な市民参加手法を活用し、幅広く参加の機会を設けることで、市民が一層参加しやすい市政運営を行います。

また、障害のある人や外国籍市民、子育て世代などに対応した市政への参加機会の確保に取り組みます。

施策 10 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実

計画の策定や条例の施行などの政策形成段階で市民の意見をしっかりと聴く機会を充実させるため、パブリック・コメントや公開フォーラムの実施など、目的や状況に応じた最適な市民参加手法を選択し、実施します。

施策 11 市民と課題や思いを共有し、事業実施にいかすための取組の推進

市民と行政が市政や地域に関する課題や思いを共有し、今後の施策展開にいかしていくため、本市が行う公共施設の整備やイベントの企画・運営、新規事業の立ち上げなどにおいて、ワークショップ手法などを積極的に活用します。

施策 12 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保

市民、企業、大学、NPO など様々な立場の市民や団体等のノウハウをいかし、より最適で効果的に事業を実施するため、「市民共汗サポーター」の拡大に努めるなど、市民や団体等が幅広く参加できる機会を充実させます。

施策 13 財政面からの市民の参加の促進

ふるさと納税寄付金「だいすきっ！京都。寄付金」や住民参加型市場公募債「京都浪漫債」、施設の本格修理の費用に充てる「世界遺産・二条城一口城主募金」など、市政運営における市民の財政面からの参加を進めます。

施策 14 誰もが参加しやすい環境の整備

市民参加による事業などに直接参加できない市民や障害のある人、外国籍市民、子育てなどで外出しにくい市民などが参加しやすい環境を整えます。

施策 15 インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保

時間や場所などに捉われず市政へ参加する仕組みを整えるため、費用対効果等を考慮しながら、インターネットや携帯電話等の媒体を活用した市政への参加機会の確保に努めます。

施策 16 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進

市民サービスの向上と経費節減等を図るため、公の施設の指定管理者制度の導入を更に進めます。

施策 17 市民の意見を施策・事業の点検・評価にいかす取組の推進

施策・事業等の公正性と透明性を確保するとともに、市民の意見を反映した市政運営をより進めるため、評価段階における市民参加の機会を充実します。

(6) 参加を担う人材育成

市政に関心を持つことや市政への参加の意義、手法などを次の社会を担う若い世代に周知を図ります。また、市政への参加についての市職員の意識も更に高めるとともに、市民参加を通じて市民の知恵と力をいかした市政運営を進めます。

施策 18 次世代の社会を担う学生などの若者や子どもが市政参加や協働を学ぶ取組の充実

次世代の社会を担う学生などの若者や児童、生徒に対して、市政への関心を持つことや市政への参加の意義、手法などについて、周知を図ります。

施策 19 市民参加を担う市職員の育成の推進

市民参加を通じて市民の知恵と力をいかした市政運営を進めるため、参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす取組を更に充実させていきます。

また、地域活動やボランティア活動などに参加するきっかけづくりを行い、真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ります。

2 市民のまちづくり活動の活性化

(1) 地域における多様な活動主体の交流・連携の促進

地域における様々な課題を解決し、より良い地域とするためには、多種多様な知恵や技術を有した様々な活動主体が交流・連携し、共に地域課題の解決を目指すことが必要です。

このため、市民の主体的なまちづくり活動と行政との協働の仕組みづくりを行いながら、地域に応じた支援を行い、地域における幅広い市民同士や市民と行政のネットワークの形成を促す取組を進めます。

施策 2 0 地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進

地域において活動している幅広い活動主体同士の協働を推進するため、これまでから地域で活動している組織や新しい活動グループなど、地域づくりに関わる人々が結び付き、柔軟性のある効率的なネットワークを形成できるよう、各主体が交流し、共通の課題に取り組むきっかけとなる事業等を実施します。

施策 2 1 市民主体のまちづくり活動と行政との協働のルール確立

地域において活動している幅広い活動主体同士の協働を推進するため、これまでから地域で活動している組織や新しい活動団体など、地域まちづくりに関わる人々が結び付き、柔軟性のある効率的なネットワークを形成できるよう、各主体が交流し、共通の課題に取り組むきっかけとなる事業等を実施します。また、これまでの協働の取組の成果をいかして、今後の協働のあり方を市民主体で考える取組を実施します。

施策 2 2 区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進

市民と行政の最も身近な接点となる区役所において、個性と魅力ある地域づくりの拠点として、地域の主体的なまちづくり活動を支援します。また、市民の知恵と力をいかすことができるよう、情報の受発信機能を強化するとともに、様々な活動主体と協働した取組を進めます。

施策 2 3 まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実

まちづくり活動に関する情報を蓄積し、公開するとともに、相談する窓口や参考となる情報の所在を分かりやすく周知して、市民の利便性の向上を図ることで、市民のまちづくり活動を支援します。

(2) 自主的な活動を始めるための環境づくり

地域のまちづくりや公共的な課題に対する市民一人一人の「思い」を育て、自主的な活動へとつなげていくためには、地域における課題や目標を発見し、それらについて学ぶ場や機会があることが重要です

このため、それぞれの活動の状況や段階に応じて、まちづくり活動の情報や知識を得る機会を創出し、活動拠点等を提供することで意識の醸成を図り、より多くの市民や団体が自主的な活動に携わることのできる環境づくりを行います。

施策 2 4 活動につながる情報や知識を得る機会の提供

市民が地域や市政に関する課題や目標を発見し、まちづくりに気軽に参加できる環境をつくるため、まちづくりに関する基礎的な情報等を幅広く紹介するなど、まちづくり活動の情報や知識を得られる機会を提供します。

施策 2 5 活動の拠点となる身近な活動場所の確保

市民の自主的なまちづくりが継続性を持って活動できるよう、地域の身近でなじみのある施設等に市民が自由に利用できる場所を提供したり、まちづくり活動や市民の交流のための場所の確保を進めます。

施策 2 6 活動に必要な資機材等の提供

より多くの市民が主体的に活動に携わることができるよう、活動を行うために必要な資機材を提供するなど、気軽に資機材を使用できる環境を整える取組を進めます。

(3) 市民力・地域力を高める取組への支援

市民主体のまちづくりを進めるためには、活動を行っている市民や団体等が、その持てる力を十分に発揮することができる環境を整え、実践的な活動を通じて、市民力・地域力を更に高めていくことが必要です。

このため、活動に役立つ情報提供・相談等の支援、知識・経験を深める機会や場の提供のほか、活動を進めるための必要な人材の育成や活動に必要な資金が活動を行っている市民や団体等に流れる仕組みづくりなどの支援を行います。

施策 2 7 活動に役立つ情報提供・相談等の支援

活動を行う際に役立つ情報を幅広く収集し、誰もが自由に入手・閲覧できる環境づくりを進めるとともに、活動がスムーズに展開できるよう講座等を通じて、知識を得る機会を提供します。

また、専門家等を派遣することで、活動に関する具体的な相談に応じ、活動を通じて発生する様々な高度で専門的な問題の解決を実現するための支援を行います。

施策 2 8 活動に関する知識・経験を深める機会や場の提供

まちづくりに主体的に関わろうとする意識を醸成するため、市民同士が交流できる機会や場を設け、まちづくりの活動事例等を分かりやすく伝えるなど、市民のまちづくり活動の活性化を促す機会を提供します。

施策 2 9 活動を進めるために必要な人材の育成

活動を活性化させ、充実したものとするため、講座や講演会等を通じて、活動の段階に応じた知識や経験が得られる機会を設け、自主的な活動を支える人材を育成する取組を進めます。

施策 3 0 民間の資金を活動にいかす資金の流れの仕組みづくり

民間の資金をまちづくり活動にいかすことのできる流れを作ることによって、資金面での支援、援助という形での参加の仕組みの充実を図ります。また、国の税制改正に合わせて、ふるさと寄付金による NPO 法人等への支援を検討します。

施策 3 1 活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援

活動を充実した持続性のあるものとするため、活動を広げるうえで必要な資金等の助成を行うとともに、融資制度等に関する情報の収集・提供などを行います。

3 情報の提供・公開と共有

(1) 情報提供・公開における手法の充実

本市から発信する情報は、誰もが簡単に必要な情報を入手できるようにすることが必要です。また、その手法は、ユニバーサルデザインの視点に立って、高齢者、障害のある人、子ども、外国籍市民など様々な立場の市民に配慮したものでなければなりません。

このため、印刷物等の紙媒体やインターネットなど複数の情報発信の手法を活用するなど、市民が知りたい情報を的確に入手できるようにするための情報提供の手法の充実を進めます。

施策 3 2 制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫

市政参加の制度の周知に努めるとともに、市政参加や市民のまちづくり活動に関して、市民が必要とする情報を届け、また、市民がその情報にたどり着けるよう、情報提供の更なる工夫に努めます。

施策 3 3 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実

市民から見て分かりやすく読みやすい市政情報誌や印刷物等の作成を推進するため、高齢者、障害のある人、子ども、外国籍市民など様々な立場の市民に配慮した情報提供の充実を図ります。

施策 3 4 インターネットを活用した情報提供の充実

市政情報を迅速に発信するため、本市公式サイト「京都市情報館」及び各区局等のホームページの見やすさ、使いやすさの向上を図りつつ、更なる内容の充実に取り組みます。

施策 3 5 コールセンター機能を活用した情報提供の推進

市民の求めている情報が、様々な手段で簡単に入手できるよう、コールセンターの機能を更に充実させ、市民が求める情報の的確な提供に努めます。

施策 3 6 情報公開に関する取組の充実

市政運営の透明性の向上を図るため、情報公開制度や公の施設の指定管理者及び外郭団体に係る情報公開に関する取組を充実します。

(2) 市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実

あらゆる立場の市民に分かりやすく情報を伝えるためには、市が収集した情報を整理し、内容を精査したうえで、市民の目線や動線に沿って、情報を提供することが必要です。

このため、市民が得たい情報を気軽に得られるよう、情報を提供する場所や方法を工夫するなど、必要とされる情報を的確に伝えるための取組を進めます。

施策 3 7 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実

市民の目線、動線に応じた提供を行うことにより、情報を求めている市民や必要な情報をお知らせすべき市民に、確実に情報が届くよう工夫を図ります。

また、市民に最も身近な区役所・支所をはじめ、図書館など市民が日常的に立ち寄る公共施設を活用した市政情報の提供を更に推進します。

施策 3 8 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり

市民の意見や提案がどのように市政に反映され、いかされたかを確実に伝えるため、制度の改善や新たな仕組みづくりを進めます。

施策 3 9 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理

効率的で迅速な情報提供を行うため、広範な市政情報やまちづくり情報を体系的に整理する取組や仕組みづくりを進めます。

(3) 情報を共有する取組の充実

市民参加を進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、市政や地域に関する課題や思いを共有し、話し合い、学び合うことで、市民と市職員の信頼関係を築くことが重要です。

このため、課題やテーマに沿った学習機会や意見交換の場を設けるなど、市民同士や市民と市職員が語り合い、相互に理解を深める取組の充実を図ります。

施策 4 0 市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組

市民の市政やまちづくりに関する理解を深めるため、市職員が市民の身近な場所や地域

に出向いて解説するなど、市職員が積極的に市民と接点を持ち、市政やまちづくりに関する理解を深め合う取組を更に進めます。

施策 4 1 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供

市民と市職員が市政や地域に関する課題や思いを共有するため、市民と市職員が学習機会や課題共有の場を通して交流し、理解を深める機会や場づくりを進めます。

☆計画を着実に進めるための推進体制

施策 4 2 市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり

市民参加に関する施策を総合的、効果的に推進し、更なる市民参加の取組の活性化を図るため、市長を議長とし、各局区長等で構成する市民参加推進会議などを定期的に開催し、関係部局間の連携を強化します。

また、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、職員の市民感覚を養い、市民参加の推進に必要なマネジメント能力を向上させるための研修の推進や、市民と直接接する事業実施部門が市民ニーズに迅速かつ的確に対応するために局区運営機能の強化と、行政の縦割りを排した政策・施策の「融合」の推進、これまで行ってきた先進的な市民参加の取組の経験やノウハウの庁内での継承などを進めます。

施策 4 3 分野別センターとの連携

より多様で専門的な市民ニーズに対応できるよう、市民活動総合センターや景観・まちづくりセンターなど、専門的なノウハウや情報を持っている分野別センター同士の連携を進めるとともに、庁内における情報共有を進めます。

施策 4 4 市民参加推進フォーラムの運営

本市の市民参加の推進に向けた取組を着実に推進し、市民にとって最適なものとするため、市民や学識経験者等により組織されている「市民参加推進フォーラム」を引き続き運営し、助言や提案を受けながら市民参加の取組を推進します。

また、市民参加推進フォーラムと本市が連携し、まちづくり活動を行うために必要なノウハウやコストを分かりやすく市民に伝えるための取組や市民同士が市民参加について意見交換のできる場や機会の提供を行います。

施策 4 5 計画の進捗管理

計画をより実効あるものとするため、定期的に市民参加の取組を取りまとめ、その進捗状況を明らかにするとともに、市民に分かりやすく伝える取組を進めます。

第 2 期市民参加推進計画改訂の方向性について現段階での事務局の考え方

第 2 期市民参加推進計画の目指す未来像、すなわち計画の最終年度の 2020 年までの目標「豊かで活力のある地域社会の実現」に向けて、同計画には 45 の施策を掲げました。そして、これらの施策の趣旨を実現するために、計画策定時点で想定した 204 の事業についてはいずれも着手し、完了又は現在も継続的に取組を進めている状況です。

○計画の現時点での達成状況

参加と協働によりもたらされる「豊かで活力のある地域社会」とは、市民ひとりひとりの力と、お互いの協力関係によって、住みよい、安心な暮らしが実現されていることを市民が実感でき、自らもそのために積極的に役割を果たそうという意欲が湧く社会のことと考えます。

市政運営の様々な過程に参加する機会をいかす市民は増え、ボランティア活動などを通じて社会活動に参加する市民層も広がりを見せています。また、未来まちづくり 100 人委員会のような、社会活動に参加する新たな市民層の発掘や市民相互の協働をもたらす取組も展開され、目標到達に向けての成果は着実に積み上げられてきています。

しかし、まだ市政に参加する市民は限られ、多くの市民がその機会を知り、十分活用するには至っていません。また、自治会・町内会などの地域団体や N P O などの市民活動団体においては、将来の活動の維持発展に悩みを抱え、未だ決め手となる解決策を見いだせていない状況です。これまでの取組の継続だけではない、新たな「次の一手」が、目標達成に向けたステップアップに必要な状況です。

○計画改訂の重要ポイント

価値観やライフスタイルが多様化する中、公共ニーズも多様化しています。一方で、長期にわたる景気低迷に加え、少子高齢化社会、人口減少時代の到来が現実のものとなり、市民の租税負担により行政が公共を支える従来の仕組みによる対応の困難さは、今後一層深刻な問題となってきます。このため、市民自らが公共に関わること、公共に占める市民活動のシェアの拡大はますます重要度を増す課題になっています。

これまでの、市民参加推進計画は、市民が公共に関わる、いわば権利行使をいかに保証し、サポートできるかなど、どちらかといえば制度や仕組みの整備に重きがおかれていたとの印象がありますが、上記のような状況を踏まえると、**市民の公共への参加をどう広げるか**により力点を置いた計画の改訂が必要ではないかと考えます。このため、以下の 4 つが重要なポイントになると考えます。

1 人口減少時代を視野に入れた、市民の活動分野の拡大、コミュニティの活性化とその支援

公共に占める市民の活動領域を拡大するためには、行政の権限（例えば公共施設管理運営など）のうち市民に委ねる部分を拡充する方策、行政の活動が及んでいない（又は不

十分な) 社会課題に対し、市民主導ないしは市民と行政の協働により取組を進める方策などが必要であると考えます。

しかしその大前提となるのが、担い手、資金、など活動の持続性に関わる課題を多く抱える自治会・町内会などの地域団体やNPOなどの市民活動団体の体力増強であり、「地域コミュニティ」を広く「地域社会」と捉え、その活性化に向けての多様な方策を推進していくことです。その一つとして、活動の持続性をビジネスの手法を取り入れることで担保するソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの視点も必要となります。

2 市民と行政にとどまらない多様な主体間の協働の推進の方策

異なる立場同士の連携、協働を促す取組はこれまでからいろいろ行われてきましたが、未来まちづくり100人委員会はその新たなモデルを提供できたのではないかと考えます。多様な立場の方々の連携によって、市民活動が社会課題解決により大きな力を発揮するよう発展していくためには、このモデルをどう発展させるかが大きな鍵になるのではないかと考えます。

3 オープンデータ等による市民との課題共有の仕組みや参加手段としてのICTの活用

行政・市民間の協働を促進することはもとより、市民主導の活動の領域を広げるためにも、情報の共有は引き続き重要なテーマです。誰もが社会課題の解決に関われる状況を実現するためにも、行政の保有する情報、また地域に埋もれている情報を顕在化するオープンデータの推進は重要であると考えます。

そして、参加手段としての携帯情報端末の活用は既に現行計画にも盛り込まれていますが、未だ多くは広報、情報伝達の手段としての活用にとどまっているのが現状です。オープンデータの推進と合わせて、携帯情報端末の機能を十分にいかした市民参加のツールとしての活用を推進する必要があります。また、市民参加のきっかけづくりとなるインセンティブ策にも活用ができないか検討することが必要と考えます。

4 特に市政参加を着実に推進するための庁内推進体制の強化

市民参加推進フォーラムでも、例えば附属機関の会議に公募委員を入れた事業や、ワークショップをやった事業など個別施策の対応状況を抽出して市民参加の推進状況を論じるのではなく、それぞれの施策・事業単位で、その企画から実施までのプロセスの中でどのように市民参加に取り組んだかを評価するべきとの議論がありました。全庁的な市民参加（特に市政参加）推進を図るためには、個々の施策や事業のプロセスマネジメントを行う各局区において、どの過程でどのような市民参加手法を取り入れていくかをしっかり検討し、実行し、評価することが徹底されなければなりません。こうしたことが仕組みとして取り組まれるよう、各局区における市民参加の責任執行体制を強化することが必要です。

平成 26 年度市民参加円卓会議について（案）

1 開催目的

市民参加推進計画の改訂に向け，市民参加推進フォーラム委員による計画進捗評価案を市民に説明し，それに対する意見を聴取し，評価の修正に資する。また，計画に盛り込むべき新たな視点や，施策，事業のアイデア等を市民から提案を受ける。

2 対象者

広く一般市民，30 名程度の参加を想定

3 実施時期

平成 27 年 2 月頃を想定

4 内容

- （1）市民参加推進計画進捗状況について市民参加フォーラム委員による評価（一次評価）結果の説明
- （2）委員がホスト役となつてのグループ討議
 - ・ 1 テーブル市民 4 人＋委員 1 人，委員は聞き役，引き出し役
 - ア 計画進捗状況一次評価についての意見
 - イ 改訂計画に盛り込むべき視点や具体的な取組のアイデア

5 終了後の作業

- ・ 進行役委員が各テーブルごとの話題内容をまとめ，事務局に集約する。
- ・ 上記目的に照らした情報を抽出，整理し，部会で市民意見を踏まえた二次評価として取りまとめる。